

令和 6 年度埼玉県若年技能者人材育成支援等事業推進計画（案）

埼玉県地域技能振興コーナー

I 目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっており、このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとする。

II 委託事業実施計画

1 地域における技能振興事業の実施

(1) 技能五輪全国大会予選の実施

団体、企業、教育訓練機関等と協力しながら、技能五輪全国大会の予選を実施する。実施予定職種は、西洋料理、電気及びプラスチック金型。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手に対して、参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。

(3) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

中央技能振興センターが示す編集方針に沿って、令和 6 年度の被表彰者に対して取材などを行いその結果をセンターへ報告する。

(4) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応

両事業の新規認定申請の受付は休止中。既に認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝える。

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

(1) ものづくりマイスターの開拓

コーディネータを活用し、企業・業界団体の訪問等により、派遣先の拡大と併せてものづくりマイスター候補者にかかる情報収集等を行う。

当会議の構成団体においては、新規ものづくりマイスターの認定希望者への広報活動について、御協力をお願いしたい。

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。

(3) 申請書類等の取りまとめ

認定申請書類を取りまとめて中央技能振興コーナーへ提出する。

(4) ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定されたものづくりマイスターに対して、指導技法等講習を適時適切に実施する。

なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、意思がある場合には最新版のテキストや事例集等を情報提供し、希望者には指導技法講習の案内を行う。

また、中央技能振興センターで開催される事例発表・意見交換会などに、ものづくりマイスターを派遣する。

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

相談窓口を設置し、若年技能者の人材育成に係る取組方法、実技指導等の相談・援助並びにもものづくりマイスターの派遣のコーディネート等を行う。

中小企業や学校等へのものづくりマイスターの活用について、当会議の構成団体においては、関係企業・学校等への情報提供について御協力をお願いしたい。

(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施

ア 中小企業、業界団体及び工業高校等への派遣計画

企業、業界団体や専門高校からの要請を受け、ものづくりマイスターを派遣する。

目標受講者数 2,960人日以上

イ 不特定多数の者への指導計画

小学生を対象に、オンライン方式により、ものづくりの魅力や楽しさを体験する実技指導を実施する。

また、地域住民や児童・生徒を対象に、公共施設等において、ものづくりの魅力や楽しさを体験する実技指導を実施する。

体験イベントについては、当会議の構成団体のイベントとの連携・協力についても今後進めていきたい。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

ア 地域若者サポートステーションからの要請に基づき、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。

イ 小中学校からの要請に基づき、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。今期は特に(一社)埼玉県技能士会連合会と連携し、協力を得ながら、昨年度よりも受講者数と体験職種を拡大する。

(4) 熟練技能者等による派遣指導の実施

学校等からの要請に基づき、ものづくりマイスター制度の対象となっていないフラワー装飾職種などの熟練技能者の派遣による実技指導を実施するとともに、不特

定多数の者への実技指導を実施する。

受講者数 1,030人日程度

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

連携会議を年2回開催し、効率的、効果的な事業の実施に向け、埼玉県、埼玉労働局、経済団体、ものづくり関係団体等と連携の強化を図る。

日 程 第1回：令和6年 6月19日

第2回：令和6年12月